

小郡市社会福祉協議会職員採用試験案内

私たちと地域福祉活動を推進しましょう！

社会福祉協議会は各都道府県、市町村に設置され、社会福祉法第109条に「社会福祉を目的とする事業の調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等を行う」と規定されています。

社会福祉を目的とする活動は、高齢者・障害者問題といった特定の課題のみに関わるわけではなく多岐にわたり、地域の中にある様々な複合的な福祉課題に対しどう向き合い、解決のためどのようにコーディネートするか社会福祉協議会職員としての腕の見せ所です。

そのためには、豊かな発想と行動力、コミュニケーション能力を発揮し、地域に住む住民の方や様々な団体、事業者と連携し地域の福祉課題に取り組みなくてはなりません。私たちと、共に働く熱い社会福祉協議会職員を求めています。

【一次試験日】 令和5年10月15日（日）

【二次試験日】 令和5年11月 5日（日）一次試験合格者のみ実施

【受付期間】 令和5年 9月 1日（金）～令和5年9月29日（金）

◎受付時間 平日8時30分から17時00分

（土・日・祝日は受けません）

◎受付場所 小郡市社会福祉協議会 総務係

◎郵送の場合は、9月 29日（金）消印有効

◎申込書は所定のものを使用してください。

申込書は小郡市社会福祉協議会事務局に準備しております。

小郡市社会福祉協議会ホームページ <https://ogori-shakyo.net/> から申込書をダウンロードできます。

【採用予定日】 令和6年4月1日

1. 採用予定数・受験資格

(1) 採用予定数 1名

(2) 受験資格

①昭和59年4月2日以降に生まれた方

＊長期勤続によるキャリア形成のため若年者等を対象

②社会福祉主事任用資格・社会福祉士・精神保健福祉士の何れかの資格を有する方又は、令和6年3月までに資格取得見込みの方

③普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方又は採用時まで取得見込みの方

④パソコン操作が行える方

＊ワード・エクセル等の基礎的な操作が出来れば可

＊申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格を取り消します。

2. 受験手続

(1) 受付期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月29日（金）まで、郵送又は持参により申し込んでください。

郵送の場合は、9月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 提出書類

①小郡市社会福祉協議会職員採用試験申込書

所定の申込書に必要事項を記入し、所定の位置に**写真1枚**を貼って提出してください。

②受験票返送の為の84円切手を貼った返信用封筒

市販封筒(定型「長形3号」)に受験者の氏名及び宛先を記載してください。

なお、氏名には「様」を付けてください。

(3) 提出先 〒838-0126 福岡県小郡市二森1167-1

総合保健福祉センターあすてらす内

社会福祉法人 小郡市社会福祉協議会 総務係

なお、郵送の場合は封筒に「職員採用試験申込」と**朱書き**のうえ、「簡易書留郵便」で郵送してください。

(4) その他

①申込書を受理した場合は、受験番号を指定の上10月2日（月）以降に受験票を郵送します。

なお、10月10日（火）までに受験票が届かない場合は事務局にご連絡ください。

3. 一次試験

(1) 試験日時・場所及び試験の方法

- ①日 時 令和5年10月15日(日)
午前9時受付 9時20分試験開始
- ②場 所 小郡市総合保健福祉センターあすてらす 2階 視聴覚室
- ③試験内容

試験項目	試験時間
事務説明	9:20～9:30 10分
一般教養試験	9:30～10:30 60分
事務能力試験	10:40～11:30 50分
適性試験	11:40～12:25 45分

④持参する物 受験票・HBの鉛筆数本・プラスチック消しゴム

⑤一次試験の合格者は一次試験の成績により決定します。

(2) 合格発表

一次試験の結果は、令和5年10月23日以降、合否に関わらず受験者全員に文書で通知します。

4. 二次試験

(1) 試験日時・場所及び試験の方法

- ①日 時 令和5年11月5日(日)
午前9時受付 9時10分試験開始
試験終了は12時を予定しています。
- ②場 所 小郡市総合保健福祉センターあすてらす 1階 会議室2
- ③試験内容 作文60分及び面接
- ④持参する物 HBの鉛筆数本・プラスチック消しゴム

(2) 合格発表 令和5年11月13日以降、合否に関わらず受験者全員に文書で通知します。

【試験会場では次の事項を必ず守ってください】

- ◎私語を慎み、係員の指示に従うこと
- ◎計算機能や翻訳機能の付いた腕時計等を試験会場に持ち込まないこと
- ◎試験中は携帯電話の電源を切っておくこと。また、携帯電話等を時計代わりに使用することも禁止します
- * 以上の注意事項を守らない場合や不正行為を行った場合はその方の受験を中止します。

5. 勤務条件等

- (1) 勤務場所 小郡市総合保健福祉センターあすてらす内
小郡市社会福祉協議会事務局
- (2) 業務内容 生活困窮者に係る相談業務やコーディネート業務等の専門職
 - ①相談業務
 - ②窓口、電話対応
 - ③関係機関との連絡調整
 - ④行事等の実施
 - ⑤その他一般事務
- (3) 勤務時間、休日、休暇
 - ①勤務時間 8時30分から17時まで
 - ②休日 土・日・祝日及び年末年始
 - ③休暇 年次有給休暇（年10日）及び特別休暇
- (4) 給与等 初任給は、小郡市社会福祉協議会給与規程の定めによります。
このほか通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。
（例）初任給は大学卒の場合169,800円程度が支給されます。なお、既卒者・経験者の初任給は実務経験等の経歴に応じて加算されます。
- (5) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険に加入

【 問い合わせ先 】

〒838-0126 福岡県小郡市二森1167-1
総合保健福祉センターあすてらす内
社会福祉法人小郡市社会福祉協議会 総務係
電話 0942-73-1120